

議案第42号

鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例及び鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例及び鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例及び鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正する条例

(鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例の一部改正)

第1条 鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例（平成14年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成14年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(補助金の額の特例)</u></p> <p>2 <u>平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間に交付の決定を受ける補助金の額は、第4条の規定にかかわらず、同条に規定する経費の額に3分の2（知事が別に定める補助金にあつては、3分の1）を乗じて得た額以下とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成14年4月1日から施行する。</u></p>
<p>(鳥取私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部改正)</p> <p>第2条 鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例（平成17年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
改 正 後	改 正 前

<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、大規模修繕等に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）に<u>3分の1</u>（知事が別に定める補助金にあつては、<u>6分の1</u>）を乗じて得た額以下とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成<u>31年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 略</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、大規模修繕等に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）に大規模な修繕にあつては<u>3分の1</u>を、耐震改修にあつては<u>6分の1</u>を乗じて得た額以下とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成<u>27年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 略</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成<u>26年4月1日</u>から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>	

2 第2条の規定による改正後の鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に交付の決定を受ける私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前に交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。